

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・サプライチェーンに関わる企業間で密接に情報共有や対話を行い、サプライチェーン全体で強固な信頼関係を築き、企業間連携の最適化を目指す。

専門人材マッチング

- ・経験者には資格取得支援、未経験者には成長機会を提供することで、求める人材に最適な環境を整備し、魅力的な求人情報を発信していく。

健康経営に関する取組

- ・福利厚生で運動、健康に関するイベントを実施して、このイベントを契機に従業員の運動機会の提供、健康増進を支援する。

- ・新規事業であるスポーツジム事業を通して、健康経営のノウハウをSNSを通して社内外に発信する。

- ・定期的に近隣地域を対象に健康経営に関するセミナーを開催する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

パートナーシップ構築宣言の内容をサプライチェーン全体で共有し、この宣言の理念を浸透させていく。また、定期的な意見交換会やアンケートを通して企業間にスピード感のあるコミュニケーションを促し重要な情報を積極的にサプライチェーン全体に共有することで取引業と良好な関係を築いていく。取引先企業とは、常にオープンなコミュニケーションを維持することによって問題が発生した際は迅速な情報共有、対応に努める。

また、サプライチェーン全体での情報共有に「チャットワーク」を導入し、社内外問わず誰でも円滑にコミュニケーションを取れる環境を作る。

健康経営については、自社のサービスを通して、地域を巻き込んだ健康増進に関する取組を行う。具体的には、福利厚生の一環で従業員に対してジム施設を開放し、ジムで運動した回数等に応じて従業員にポイントを付与し、一定のポイントが貯まったら商品と交換できるイベントを開催する。地域に対して健康意識向上を目的として、弊社が保有する健康に関するノウハウを活用して地域イベントに参加する。日々SNSを更新し情報発信を行いコミュニティの形成し、定期的に健康セミナーを開催することで健康経営についての認知を広げていく。

2024年7月5日

合同会社中頭スポーツ

代表社員 島田 裕之

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。